

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第78号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>(<u>広域振興局長</u>に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 知事は、徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下同じ。）の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、<u>局長</u>（県税の課税地を管轄する広域振興局長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>課税権の帰属その他法の規定の適用について関係都道府県知事が意見を異にする場合における知事の職務及び権限に属する事項</u></p> <p>(2) <u>県税の課税地が2以上の広域振興局の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>県税に係る過料処分の決定に関する事項</u></p> <p>(4) <u>軽油引取税の特約業者及び仮特約業者の指定又は指定の取消しに関する事項</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p>	<p>(<u>広域振興局長等</u>に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 知事は、徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下この項において「延滞金等」という。）をいう。以下同じ。）の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、<u>次の表の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる広域振興局長又は県税センター所長</u>（以下「所長」という。）に委任する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 815 2092 1439"><tbody><tr><td data-bbox="1160 815 1868 1155">(1) <u>次に掲げる賦課徴収に関する事項</u> ア <u>局長賦課税目及びその延滞金等の賦課徴収</u> イ <u>局長賦課税目に係る過料の徴収</u> ウ <u>所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の徴収（督促に関するものを除く。）</u> エ <u>所長賦課税目に係る滞納処分費の賦課徴収</u></td><td data-bbox="1868 815 2092 1155"><u>県税の課税地を管轄する広域振興局長</u>（以下「局長」という。）</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1155 1868 1347">(2) <u>軽油引取税（免税軽油（法第144条の21第1項に規定する免税軽油をいう。以下この表、第87条及び第89条において同じ。）に関するものに限る。）及びその延滞金等の賦課徴収に関する事項</u></td><td data-bbox="1868 1155 2092 1347"><u>局長</u>（盛岡広域振興局長を除く。）</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1347 1868 1439">(3) <u>次に掲げる賦課徴収に関する事項</u> ア <u>所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算</u></td><td data-bbox="1868 1347 2092 1439"><u>所長</u></td></tr></tbody></table>	(1) <u>次に掲げる賦課徴収に関する事項</u> ア <u>局長賦課税目及びその延滞金等の賦課徴収</u> イ <u>局長賦課税目に係る過料の徴収</u> ウ <u>所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の徴収（督促に関するものを除く。）</u> エ <u>所長賦課税目に係る滞納処分費の賦課徴収</u>	<u>県税の課税地を管轄する広域振興局長</u> （以下「局長」という。）	(2) <u>軽油引取税（免税軽油（法第144条の21第1項に規定する免税軽油をいう。以下この表、第87条及び第89条において同じ。）に関するものに限る。）及びその延滞金等の賦課徴収に関する事項</u>	<u>局長</u> （盛岡広域振興局長を除く。）	(3) <u>次に掲げる賦課徴収に関する事項</u> ア <u>所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算</u>	<u>所長</u>
(1) <u>次に掲げる賦課徴収に関する事項</u> ア <u>局長賦課税目及びその延滞金等の賦課徴収</u> イ <u>局長賦課税目に係る過料の徴収</u> ウ <u>所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の徴収（督促に関するものを除く。）</u> エ <u>所長賦課税目に係る滞納処分費の賦課徴収</u>	<u>県税の課税地を管轄する広域振興局長</u> （以下「局長」という。）						
(2) <u>軽油引取税（免税軽油（法第144条の21第1項に規定する免税軽油をいう。以下この表、第87条及び第89条において同じ。）に関するものに限る。）及びその延滞金等の賦課徴収に関する事項</u>	<u>局長</u> （盛岡広域振興局長を除く。）						
(3) <u>次に掲げる賦課徴収に関する事項</u> ア <u>所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算</u>	<u>所長</u>						

金、不申告加算金及び重加算金の賦課及び徴収（督促に関するものに限る。）

イ 所長賦課税目に係る過料の徴収

備考1 「局長賦課税目」とは、個人の県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を除く。）、個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、固定資産税及び狩猟税をいう。

2 「所長賦課税目」とは、個人の県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に限る。）、法人の県民税、法人の事業税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税（広域振興局（盛岡広域振興局を除く。）の管轄区域における免税軽油に関するものを除く。）、自動車税及び鉾区税をいう。

2 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。

(1) 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係都道府県知事が意見を異にする場合における知事の職務及び権限に属する事項

(2) 県税の課税地が2以上の広域振興局の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項

(3) 県税に係る過料処分決定に関する事項

(4) 軽油引取税の特約業者及び仮特約業者の指定又は指定の取消しに関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 [略]

4 知事は、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、第1項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた広域振興局長及び所長（所長にあつては、第114条の規定による証明書の交付に限る。）に委任する。

5 知事は、前各項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局長又は所長に指示することができる。

2 [略]

3 知事は、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、第1項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた広域振興局長に委任する。

4 知事は、前3項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局長に指示することができる。

(申告書等の提出先)

第10条 法令の規定により知事に対し提出することとされている申告書、申請書、届出書その他の書類は、この条例又は規則に別段の定めがある場合を除き、局長に提出しなければならない。

(申告書等への個人番号等の記載)

第11条 法その他の地方税に関する法律及びこの条例に基づき知事又は局長に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、規則で定める場合を除き、当該書類に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載しなければならない。

(納税管理人)

第12条 [略]

- 2 前項に規定する規定による申告又は申請をする者は、納税管理人を定める事由が生じた日から10日以内に、納税管理人の本籍地、住所又は居所、氏名及び納税義務者又は特別徴収義務者との関係を記載した申告書又は申請書に納税管理人となる者の承諾書を添付して、局長に提出しなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。
- 3 前項に定める場合を除き、第1項に規定する規定による申告又は申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内に、申告書又は申請書を局長に提出しなければならない。
- 4 納税義務者又は特別徴収義務者は、法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項、第190条第2項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第2項の規定による申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内

(申告書等の提出先)

第10条 法令の規定により知事に対し提出することとされている申告書、申請書、届出書その他の書類は、この条例又は規則に別段の定めがある場合を除き、局長（第5条第1項の規定により所長に委任された事項に係るものにあつては、所長。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

(申告書等への個人番号等の記載)

第11条 法その他の地方税に関する法律及びこの条例に基づき知事又は局長等に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、規則で定める場合を除き、当該書類に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載しなければならない。

(納税管理人)

第12条 [略]

- 2 前項に規定する規定による申告又は申請をする者は、納税管理人を定める事由が生じた日から10日以内に、納税管理人の本籍地、住所又は居所、氏名及び納税義務者又は特別徴収義務者との関係を記載した申告書又は申請書に納税管理人となる者の承諾書を添付して、局長等に提出しなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。
- 3 前項に定める場合を除き、第1項に規定する規定による申告又は申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内に、申告書又は申請書を局長等に提出しなければならない。
- 4 納税義務者又は特別徴収義務者は、法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、第153条第2項、第190条第2項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第2項の規定による申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内

に、その旨を局長に届け出なければならない。

- 5 局長は、第1項に規定する規定による申告があった場合において、その申告に係る納税管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(随時に課する県税等の納期)

第15条 随時に課する県税及び法の規定に基づいて徴収することとされている県税以外の徴収金の納期は、局長が定めるところによる。

(災害等による期限の延長)

第16条 [略]

- 2 局長は、災害その他やむを得ない理由により、前項前段に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときは、同項又は法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、その理由のやんだ日から2月を超えてはならない。

- 3 前項の申請をする者は、同項に規定する理由のやんだ日から2月以内に、期限の延長を受けようとする事項及び理由を記載した申請書に期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(過誤納金の還付の請求手続)

第24条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入した徴収金について、過納又は誤納に係るものがあることを発見した場合には、局長に対して還付の請求をしなければならない。

(営業所等設置等の届出)

第37条 利子等の支払又はその取扱いをする者は、県内に営業所等を設けた

に、その旨を局長等に届け出なければならない。

- 5 局長等は、第1項に規定する規定による申告があった場合において、その申告に係る納税管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(随時に課する県税等の納期)

第15条 随時に課する県税及び法の規定に基づいて徴収することとされている県税以外の徴収金の納期は、局長等が定めるところによる。

(災害等による期限の延長)

第16条 [略]

- 2 局長等は、災害その他やむを得ない理由により、前項前段に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときは、同項又は法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、その理由のやんだ日から2月を超えてはならない。

- 3 前項の申請をする者は、同項に規定する理由のやんだ日から2月以内に、期限の延長を受けようとする事項及び理由を記載した申請書に期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長等に提出しなければならない。

(過誤納金の還付の請求手続)

第24条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入した徴収金について、過納又は誤納に係るものがあることを発見した場合には、局長（第5条第1項の表の備考に規定する所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金に係るものにあつては、所長）に対して還付の請求をしなければならない。

(営業所等設置等の届出)

第37条 利子等の支払又はその取扱いをする者は、県内に営業所等を設けた

場合においては、当該営業所等を設けた日から15日以内に、営業所等の名称及び所在地その他規則で定める事項を記載した届出書を局長に提出しなければならない。

- 2 利子割の特別徴収義務者は、営業所等の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更が生じた場合又は営業所等を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を局長に届け出なければならない。

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人の付加価値額等の区分計算方法についての承認手続)

第42条 法第72条の24の5第3項の規定により承認を受けようとする法人は、区分計算の方法その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(法人の事業開始等の申告義務)

第44条 法第72条の2第1項の事業を行う法人は、事業を開始し、又は廃止した場合及び事務所若しくは事業所を設け、廃止し、又は移転した場合には、その事実が生じた日から10日以内にその旨を局長に申告しなければならない。

(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の手続)

第45条 法第72条の38の2第1項又は第6項の規定による徴収の猶予の申請をする者は、当該事業税の申告書を提出する際に、併せて納付すべき事業税の年度、事業年度、納期限並びに名称及び金額その他規則で定める事項を記載した申請書にその猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

- 2 法第72条の38の2第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により猶予を受けた期間の延長を申請する者は、猶予期間の延長を受けようとする事業税の年度、事業年度、納期限並びに名称及び金額その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

場合においては、当該営業所等を設けた日から15日以内に、営業所等の名称及び所在地その他規則で定める事項を記載した届出書を所長に提出しなければならない。

- 2 利子割の特別徴収義務者は、営業所等の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更が生じた場合又は営業所等を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を所長に届け出なければならない。

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人の付加価値額等の区分計算方法についての承認手続)

第42条 法第72条の24の5第3項の規定により承認を受けようとする法人は、区分計算の方法その他規則で定める事項を記載した申請書を所長に提出しなければならない。

(法人の事業開始等の申告義務)

第44条 法第72条の2第1項の事業を行う法人は、事業を開始し、又は廃止した場合及び事務所若しくは事業所を設け、廃止し、又は移転した場合には、その事実が生じた日から10日以内にその旨を所長に申告しなければならない。

(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の手続)

第45条 法第72条の38の2第1項又は第6項の規定による徴収の猶予の申請をする者は、当該事業税の申告書を提出する際に、併せて納付すべき事業税の年度、事業年度、納期限並びに名称及び金額その他規則で定める事項を記載した申請書にその猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長を経由して局長に提出しなければならない。

- 2 法第72条の38の2第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により猶予を受けた期間の延長を申請する者は、猶予期間の延長を受けようとする事業税の年度、事業年度、納期限並びに名称及び金額その他規則で定める事項を記載した申請書を所長を経由して局長に提出しな

(県たばこ税の普通徴収の方法による場合の納期)

第68条 法第74条の9ただし書の規定により県たばこ税を普通徴収の方法によって徴収する場合における納期は、局長が定めるところによる。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等)

第85条 前条第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がされている場合においては、この限りでない。

2・3 [略]

4 局長は、登録特別徴収義務者から法第144条の15第2項の規定による登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

5 局長は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

(1)・(2) [略]

6 局長は、前2項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第86条 局長は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち管轄区域内に事務所又は事業所を有する者に対し、事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課された者であ

ればならない。

(県たばこ税の普通徴収の方法による場合の納期)

第68条 法第74条の9ただし書の規定により県たばこ税を普通徴収の方法によって徴収する場合における納期は、所長が定めるところによる。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等)

第85条 前条第1項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所の営業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を所長に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がされている場合においては、この限りでない。

2・3 [略]

4 所長は、登録特別徴収義務者から法第144条の15第2項の規定による登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

5 所長は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

(1)・(2) [略]

6 所長は、前2項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第86条 所長は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち管轄区域内に事務所又は事業所を有する者に対し、事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課された者であ

ることを証する法第144条の16第1項の総務省令に規定する証票を交付するものとする。

(免税証に記載された販売業者以外の販売業者からの免税軽油の引取り)

第87条 法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者(以下この条及び第93条において「免税軽油使用者」という。)が、同項に規定する免税証(第89条において「免税証」という。)に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合において、他の販売業者から同項に規定する免税軽油(同条において「免税軽油」という。)の引取りを行ったときは、免税軽油使用者は、当該免税証に氏名又は名称及び当該他の販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(免税軽油使用者証の手数料)

第88条 [略]

2 [略]

3 局長は、公益上特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(軽油引取税の徴収猶予)

第90条 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする者は、納入すべき徴収金の年度その他規則で定める事項を記載した申請書にその猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

2 [略]

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第91条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する場合には、同項の申請に用いる申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

ることを証する法第144条の16第1項の総務省令に規定する証票を交付するものとする。

(免税証に記載された販売業者以外の販売業者からの免税軽油の引取り)

第87条 法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者(以下この条及び第93条において「免税軽油使用者」という。)が、同項に規定する免税証(第89条において「免税証」という。)に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合において、他の販売業者から免税軽油の引取りを行ったときは、免税軽油使用者は、当該免税証に氏名又は名称及び当該他の販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(免税軽油使用者証の手数料)

第88条 [略]

2 [略]

3 局長等は、公益上特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(軽油引取税の徴収猶予)

第90条 法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする者は、納入すべき徴収金の年度その他規則で定める事項を記載した申請書にその猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長を經由して局長に提出しなければならない。

2 [略]

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第91条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の30第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する場合には、同項の申請に用いる申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第92条 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の返還があった場合において法第144条の31第1項の規定により当該軽油の引取りが行われなかったものとみなされるときは、当該軽油の返還があった日から1月以内に、規則で定める届書を局長に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書を局長に提出しなければならない。

3 [略]

(免税軽油以外の軽油を引取り後において免税用途に供した場合における措置)

第93条 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による局長の承認を受けようとする場合には、規則で定める申請書にその記載した事項の事実を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の承認をした場合には、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付するものとする。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書に前項の承認書又は同条第5項の規定による他の都道府県知事の承認を得たことを証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第95条 [略]

2 環境性能割の納税義務者が前項に規定する申告書に環境性能割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、環境性能割額に相当する

(軽油を返還した場合における措置)

第92条 軽油引取税の特別徴収義務者は、軽油の返還があった場合において法第144条の31第1項の規定により当該軽油の引取りが行われなかったものとみなされるときは、当該軽油の返還があった日から1月以内に、規則で定める届書を所長に提出しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書を所長に提出しなければならない。

3 [略]

(免税軽油以外の軽油を引取り後において免税用途に供した場合における措置)

第93条 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定による承認を受けようとする場合には、規則で定める申請書にその記載した事項の事実を証明する書類を添付して、局長等に提出しなければならない。

2 局長等は、前項の承認をした場合には、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付するものとする。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を申請する場合には、規則で定める申請書に前項の承認書又は同条第5項の規定による他の都道府県知事の承認を得たことを証明する書類を添付して、局長等に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第95条 [略]

2 環境性能割の納税義務者が前項に規定する申告書に環境性能割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、環境性能割額に相当する

現金を納付したときは、局長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって環境性能割納税証紙印に代えることができる。

3 [略]

(環境性能割の課税免除)

第98条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に規定する者が運転する軽自動車で軽自動車税の環境性能割の減免を受けた者又は同号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車については、この限りでない。

(1) [略]

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条及び第110条において「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この号及び同条において「精神障害者」という。）若しくは身体障害者若しくは精神障害者（以下この条及び第110条において「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車（当該身体障害者等が取得する場合（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合（当該精神障害者が運転する場合を除く。））には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）に限る。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（当該世帯の身体障害者等が取得する場合に限る。）で、局長が必要と認めるもの

(3)～(5) [略]

2 [略]

現金を納付したときは、所長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって環境性能割納税証紙印に代えることができる。

3 [略]

(環境性能割の課税免除)

第98条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に規定する者が運転する軽自動車で軽自動車税の環境性能割の減免を受けた者又は同号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車については、この限りでない。

(1) [略]

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条及び第110条において「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この号及び同条において「精神障害者」という。）若しくは身体障害者若しくは精神障害者（以下この条及び第110条において「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車（当該身体障害者等が取得する場合（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合（当該精神障害者が運転する場合を除く。））には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）に限る。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（当該世帯の身体障害者等が取得する場合に限る。）で、所長が必要と認めるもの

(3)～(5) [略]

2 [略]

3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。この場合において、第1項第2号に掲げる自動車に係る環境性能割の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第110条において同じ。）を、併せて提示しなければならない。

（環境性能割の減免）

第99条 局長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと局長が認める自動車（当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

（種別割の納期）

第101条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法第177条の10第4項ただし書の規定により種別割を課する場合における納期は、局長が定めるところによる。

（証紙等による種別割の徴収の方法）

第102条 [略]

3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。この場合において、第1項第2号に掲げる自動車に係る環境性能割の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録された同条第2項に規定する特定免許情報を確認することができる書面（第110条において「運転免許証の写し等」という。）を、併せて提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第99条 所長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと所長が認める自動車（当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

（種別割の納期）

第101条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法第177条の10第4項ただし書の規定により種別割を課する場合における納期は、所長が定めるところによる。

（証紙等による種別割の徴収の方法）

第102条 [略]

2 前項に規定する納税者が同項に規定する申告書に種別割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、種別割額に相当する現金を納付したときは、局長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって種別割納税証紙印に代えることができる。

(種別割の徴収の方法の特例)

第104条 局長は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第102条第1項に規定する申告書の提出を行う場合には、法第177条の11第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第106条 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、局長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、自動車の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地その他規則で定める事項を局長に報告しなければならない。

(中古商品自動車に対する種別割の減額)

第107条 局長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（法第177条の8に規定する賦課期日をいう。第3項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下この項において「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条において「登録」という

2 前項に規定する納税者が同項に規定する申告書に種別割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、種別割額に相当する現金を納付したときは、所長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって種別割納税証紙印に代えることができる。

(種別割の徴収の方法の特例)

第104条 所長は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第102条第1項に規定する申告書の提出を行う場合には、法第177条の11第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第106条 法第147条第1項に規定する自動車の売主は、所長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、自動車の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地その他規則で定める事項を所長に報告しなければならない。

(中古商品自動車に対する種別割の減額)

第107条 所長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（法第177条の8に規定する賦課期日をいう。第3項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下この項において「中古商品自動車」という。）で道路運送車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条において「登録」という

。)を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する種別割については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る種別割額から当該種別割の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定により種別割額の減額を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、対象自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

3 局長は、賦課期日後において、対象自動車について譲渡、登録の抹消等があった場合において、必要と認めるときは、申請者に対し、当該譲渡、登録の抹消等の事実があったことを証明する書類の提出を求めることができる。

(種別割の課税免除)

第108条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号の自動車にあつては、局長の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) [略]

2 前項ただし書の規定により局長の承認を受けようとする者は、自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に専ら生徒の教育の用に供する自動車であることを証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さな

。)を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する種別割については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る種別割額から当該種別割の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定により種別割額の減額を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、対象自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

3 所長は、賦課期日後において、対象自動車について譲渡、登録の抹消等があった場合において、必要と認めるときは、申請者に対し、当該譲渡、登録の抹消等の事実があったことを証明する書類の提出を求めることができる。

(種別割の課税免除)

第108条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号の自動車にあつては、所長の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) [略]

2 前項ただし書の規定により所長の承認を受けようとする者は、自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に専ら生徒の教育の用に供する自動車であることを証明するに足りる書類を添付して、所長に提出しなければならない。

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さな

い。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で局長の認めるもの

4 [略]

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する種別割の課税免除)

第109条 局長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線（以下この項及び次項において「生活交通路線」という。）を運行する一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、免除を受けようとする一般乗合用バスの総車両数その他規則で定める事項を記載した申請書に申請に係る一般乗合用バスが主として生活交通路線を運行することを証明する書類その他規則で定める書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第110条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により種別割の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の種別割の減免を受けた者又はこの条の規定により種別割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に種別割を課される場合については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 第1項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方

い。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で所長の認めるもの

4 [略]

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する種別割の課税免除)

第109条 所長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線（以下この項及び次項において「生活交通路線」という。）を運行する一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、免除を受けようとする一般乗合用バスの総車両数その他規則で定める事項を記載した申請書に申請に係る一般乗合用バスが主として生活交通路線を運行することを証明する書類その他規則で定める書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第110条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により種別割の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の種別割の減免を受けた者又はこの条の規定により種別割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に種別割を課される場合については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 第1項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方

法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び使用目的並びに自動車検査証の有効期間の満了する日その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の課税免除)

第111条 局長は、第98条第1項第3号に掲げる自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車体番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除)

第112条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により種別割を免除する。

(1)～(6) [略]

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車体番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明す

法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び使用目的並びに自動車検査証の有効期間の満了する日その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類のほか、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証の写し等を添付して、所長に提出しなければならない。

(身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の課税免除)

第111条 所長は、第98条第1項第3号に掲げる自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車台番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除)

第112条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により種別割を免除する。

(1)～(6) [略]

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車台番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明す

る書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(種別割の軽減)

第113条 局長は、種別割の納税義務者が災害により自動車に損害を受けた場合であって、当該損害に係る修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下この項において「修繕費」という。）が20万円以上であるときは、当該災害を受けた日の属する年度分の種別割の税額について、次の表の左欄に掲げる修繕費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減する。

[略]

2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(種別割に係る証明書の交付)

第114条 第5条第3項に規定する広域振興局長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

(鉦区税の納税義務者の申告義務)

第117条 鉦区税の納税義務者は、鉦区税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から10日以内に、申告書を局長に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

2 [略]

る書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(種別割の軽減)

第113条 所長は、種別割の納税義務者が災害により自動車に損害を受けた場合であって、当該損害に係る修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下この項において「修繕費」という。）が20万円以上であるときは、当該災害を受けた日の属する年度分の種別割の税額について、次の表の左欄に掲げる修繕費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減する。

[略]

2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(種別割に係る証明書の交付)

第114条 第5条第4項に規定する広域振興局長及び所長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

(鉦区税の納税義務者の申告義務)

第117条 鉦区税の納税義務者は、鉦区税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から10日以内に、申告書を所長に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にこの条例による改正前の岩手県県税条例の規定により広域振興局長がした処分、手続その他の行為及び広域振興局長に対してされた申請、届出その他の行為のうち、この条例による改正後の岩手県県税条例第5条の規定により県税センター所長（以下「所長」という。）に委任した事項（以下「所長委任事項」という。）に係るものについては、同条例の相当規定に基づいて所長がした処分、手続その他の行為及び所長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第3条 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（固定資産税にあつては、<u>知事</u>。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（<u>法人の事業税にあつては県税センター所長</u>、固定資産税にあつては知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第4条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p>

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあっては地方税法（昭和25年法律第226号）第160条第1項の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第104条の方法によって徴収されるものの場合にあっては同法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

（課税免除の決定及び通知）

第7条 局長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除の可否を決定するものとする。

2 局長は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県産業廃棄物税条例の一部改正）

第5条 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納税管理人)	(納税管理人)
第7条 [略]	第7条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号。以下「県税条例」という。）第12条第5項の規定は、第1項の規定による申告について準用する。	4 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号。以下「県税条例」という。）第12条第5項の規定は、第1項の規定による申告について準用する。

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、県民税の均等割の場合にあっては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあっては地方税法（昭和25年法律第226号）第160条第1項の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあっては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第104条の方法によって徴収されるものの場合にあっては同法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、その課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（県民税の均等割、環境性能割及び種別割の場合にあっては、県税センター所長。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

（課税免除の決定及び通知）

第7条 局長等は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除の可否を決定するものとする。

2 局長等は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(県税条例の準用)

第9条 県税条例第6条、第7条、第11条及び第14条から第26条までの規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第7条、第14条、第15条及び第23条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、県税条例第11条中「この条例」とあるのは「岩手県産業廃棄物税条例」と、「知事又は局長」とあるのは「局長」と、県税条例第26条第2項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。

(徴収猶予の手続)

第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、県税条例第19条及び

この場合において、同条第5項中「局長等」とあるのは、「局長」と読み替えるものとする。

(県税条例の準用)

第9条 県税条例第6条、第7条、第11条及び第14条から第26条までの規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる県税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項、第14条、第15条及び第23条	県税	産業廃棄物税
第11条及び第16条第1項	この条例	岩手県産業廃棄物税条例
第11条	知事又は局長等	局長
第15条並びに第16条第2項及び第3項	局長等	局長
第24条	局長（第5条第1項の表の備考に規定する所長賦課税目並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金に係るものにあつては、所長）	局長
第26条第2項	税目それぞれ	産業廃棄物税

(徴収猶予の手続)

第17条 前条第1項の規定による徴収猶予については、県税条例第19条及び

第90条第1項の規定を準用する。	第90条第1項の規定を準用する。 <u>この場合において、同項中「所長を經由して局長」とあるのは、「局長」と読み替えるものとする。</u>
------------------	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例の一部改正)

第6条 特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除等の申請手続)</p> <p>第8条 前3条の規定により県税の課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限）までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（以下「<u>局長</u>」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(課税免除等の決定及び通知)</p> <p>第9条 <u>局長</u>は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除等の可否を決定するものとする。</p> <p>2 <u>局長</u>は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p>	<p>(課税免除等の申請手続)</p> <p>第8条 前3条の規定により県税の課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限）までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（<u>法人の事業税にあっては、県税センター所長。以下「局長等」という。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(課税免除等の決定及び通知)</p> <p>第9条 <u>局長等</u>は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除等の可否を決定するものとする。</p> <p>2 <u>局長等</u>は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第7条 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定</p>

める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（固定資産税にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（法人の事業税にあつては県税センター所長、固定資産税にあつては知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部改正）

第8条 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（課税免除等の申請手続）</p> <p>第4条 前2条の規定により課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（固定資産税にあつては、<u>知事</u>。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>（課税免除等の申請手続）</p> <p>第4条 前2条の規定により課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（<u>法人の事業税にあつては県税センター所長</u>、固定資産税にあつては知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（過疎地域等における県税の課税免除に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第9条 この条例の施行前に附則第3条、第4条及び前3条の規定による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例、特定区域における産業の活性化に関する条例、特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例及び地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例等」という。）の規定により広域振興局長がした処

分、手続その他の行為及び広域振興局長に対してされた申請、届出その他の行為のうち所長委任事項に係るものについては、附則第3条、第4条及び前3条の規定による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例等の相当規定に基づいて所長がした処分、手続その他の行為及び所長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。